

フランスの労務知識 第1回 社会保障制度

2024年5月更新

ジェトロ・パリ事務所

① フランスにおける社会保障制度の概要

社会保障制度は職業カテゴリーにより制度が異なり、①商工業分野の賃金労働者およびそれに準ずる者、非営利団体職員などを対象とした一般制度、②国家・地方公務員、国営企業の労働者等を対象とした特別制度、その他農業従事者を対象とした制度もある。また、任意加入も可能である。

ここでは約8割を占める一般制度についてのみ説明する。社会保障制度は、疾病・出産・廃疾・死亡保険、労働災害保険、家族手当、老齢保険、寡婦（夫）保険をカバーするものである。失業保険は労働法の適用、その他は社会保障法の適用を受ける。

従業員負担の保険料は、雇用者により源泉徴収され、雇用者負担分と合わせて各徴収機関に支払われる。雇用者負担分は給与の約44%程度、従業員負担分は一般社会税、社会負債返済税も含めて総給与の約21%程度。その他、希望する従業員に対しては加入義務がある共済保険の雇用者/従業員負担金の支払いがある。

② 社会保障費徴収・給付機関

フランスでは、それぞれの分野ごとに社会保障費徴収機関、給付機関が異なる。但し、補足退職年金は、徴収機関と給付機関が同じである。

社会保障費徴収機関

URSSAF (Union de Recouvrement des cotisations de Sécurité Sociale et d'Allocations Familiales) 社会保障・家族手当負担金徴収組合

URSSAFは以下の社会保障費および租税を徴収する。

社会保障費： 疾病・出産・廃疾・死亡保険負担金、労働災害保険負担金、家族手当負担金、基礎老齢保険負担金、失業保険負担金、寡婦（夫）保険負担金

租税： 住宅援助負担金、住宅建設支援負担

CSG(Contribution Social Généralisé) 一般社会税、CRDS(Contribution au Remboursement Dette Sociale) 社会負債返済税

給付機関

- CPAM (Caisses Primaires d'Assurance Maladie)
健康保険助成金庫（疾病の際に給付金を支給）
- CAF(Caisses d'Allocations Familiales) 家族手当金庫（家族手当の支給）
- CARSAT(Caisse d'Assurance Retraite et de la Santé au Travail)
年金・就業保全金庫（老齢年金と労働災害給付金を支給） イル・ド・フランスは例外でCNAV(Caisse Nationale d'Assurance Vieillesse)
- AGIRC-ARRCO
補足退職年金の徴収・支給機関
- France Travail フランス・トラバイユ（失業保険の支給）

③ 社会保障費雇用主負担分の特別措置

失業対策の一環として、低賃金者の雇用促進を目的とした、社会保障費に対する軽減措置がある。最低賃金（2024年5月現時点 時給11.65ユーロ）の1.6倍まで（時給：18.64ユーロ、月額2,827.07ユーロ）の給与に対して1カ月につき、約500ユーロ程度の社会保障費が軽減される。2024年の軽減率は従業員50人以上の企業で額面給与の32.34%まで、50人未満の企業においては31.94%を最高とする。

係数：軽減率÷0.6×（1.6×最低賃金÷給与-1） 最低賃金 1,766.92ユーロ（月額）

例）従業員10人未満の企業にて、1カ月の給与が1,820.04ユーロ、151.67時間労働の従業員 151.67時間の最低賃金は1,766.92ユーロ

係数=0.3194÷0.6×（1.6×1,766.92÷1,820.04-1）=0.2992

1,820.04ユーロ×0.2992=544.55ユーロの軽減（月額）

疾病・出産・死亡保険は最低賃金の2.5倍（2024年5月現時点 4,417.30ユーロ）までの給与については7%、超える場合は13%、家族手当は最低賃金の3.5倍（2024年5月現時点 6,184.22ユーロ）までの給与については3.45%、超える場合は5.25%となる。

社会保障費負担率および負担金一覧表（2024年5月現在）

* 限度額とは社会保障の報酬限度額（2024年3月現在 3,864ユーロ/月額）のことを示す。この限度額は毎年1月に改定される。

負担の種類		負担割合 計 (%)	労使割合		負担率の対象
			雇用主	労働者	
1. 社会保障費 (URSSAF)					収入総額
- 疾病・出産・死亡保険		7.00 ⁱ または13.00	7.00または13.00		
- 自立連帯		0.30	0.30		
- 家族手当		3.45 ⁱⁱ または5.25	3.45または5.25		
- 老齢保険		2.42	2.02	0.40	
- 住宅援助負担（従業員50人以上）		0.50	0.50		
- 組合/雇用者団体 負担		0.016	0.016		
労働災害保険			変動		
一般社会税 (CSG)		6.80	無し	6.80	収入の98.25%（限度額4倍まで）
一般社会税 (CSG 控除不可)		2.40	無し	2.40	
社会負債返済 (CRDS) 控除不可		0.50	無し	0.50	
老齢保険		15.45	8.55	6.90	限度額まで
住宅援助負担（従業員50人未満）		0.10	0.10	無し	
失業保険		4.05	4.05	無し	限度額の4倍まで
従業員債権保険 (AGS)		0.20	0.20	無し	
2. 補足年金					
基礎負担 (T1)		7.87	4.72	3.15	限度額まで
均衡負担金 (T1)		2.15	1.29	0.86	限度額まで
基礎負担 (T2)		21.59	12.95	8.64	限度額-8倍まで
均衡負担金 (T2)		2.70	1.62	1.08	限度額8倍まで
特別限定負担金 (CET)		0.35	0.21	0.14	限度額8倍まで
管理職	死亡保険	1.50	1.50	無し	限度額まで
	APEC	0.06	0.036	0.024	限度額4倍まで
3. 職業研修					
職業訓練支援負担税					収入総額
従業員11人未満		0.55	0.55	無し	
従業員11人以上		1.00	1.00	無し	
徒弟税		0.68	0.68	無し	収入総額
追加徒弟税（従業員250人以上）		0.05～0.6	0.05～0.6		
CPF-CDD（職業研修個人口座） ⁱⁱⁱ		1.0	1.0		
4. 税金・負担金					
給与税 (VAT非課税の事業所)		4.25	4.25	無し	年額8,985ユーロ未満
2023年の給与、支払は2024年		8.50	8.50	無し	年額8,985ユーロ-17,936ユーロ未満
住宅建設支援負担金（従業員50人以上）		13.60	13.60	無し	年額17,936ユーロ以上
		0.45	0.45		収入総額

ⁱ 最低賃金の 2.5 倍未満の給与

ⁱⁱ 最低賃金の 3.5 倍未満の給与

ⁱⁱⁱ 期限付き雇用（CDD）の従業員を対象として加算